

平成23年3月14日

生命保険協会
会長 渡邊 光一郎

「東北地方太平洋沖地震」への対応について

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

生命保険協会では、本日、大地震対策本部役員会を開催し、今回の地震災害への対応として、会員各社との連携のもと以下の対応策を実施することを決議いたしました。

1. 地震による免責条項等の不適用の検討
2. 義援金の3億円の寄贈
3. 全国紙および地方紙へのお見舞い広告の出稿
4. 各社におけるお客さまからの相談窓口一覧に関する広告の実施

なお、災害救助法適用地域の指定に伴い、被災されたお客様のご契約については、以下の取扱いを行うこととしております。

1. 保険料払込猶予期間の最大6ヶ月間の延長
2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払

生命保険業界としましては、上記のような対応策の実施とともに、今後も皆さまからのお問い合わせやご照会に親身にお応えし、被災された方々が一刻も早くご安心いただけるよう全力で支援してまいります。

被災地の皆さまの安全と被災地域の一日も早い復興を心より祈願しております。